

地域再生計画（一部抜粋）

1 地域再生計画の名称

産官学民の多様な主体の参画による地域・社会課題の解決や魅力的なまちづくりを推進する共創のまちづくり拠点整備事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県北名古屋市

3 地域再生計画の区域

愛知県北名古屋市の全域

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市の目指す将来像は、①「北名古屋市の魅力で『新しい人の流れ・にぎわい』を生み出す」、②「北名古屋市の安心な暮らしを守り住み続けられる『まち』をつくる」ことである。本市の出生率をみると、合計特殊出生率が1.80であり、国や愛知県の平均値よりも高いものの、人口維持のための水準である人口置換水準の2.07よりも低くなっている。このままでは、人口減少が進み税収などの歳入が減少する半面、扶助費などが増大し、行政サービスの硬直化を招く。そのため、出生率の向上や転出抑制と転入増加により人口規模の安定を図り、人口減少に歯止めをかける必要がある。

本市の人口はこれまで堅調に増加してきたが、近年は増加が鈍化している。20代から30代前半の若い世代は交通利便性の良さや買い物の便利さを享受し、転入超過の傾向（20～34歳：H30～R2 平均+351人/年）にあるが、30代から40代前半の14歳以下の子どもを持つ世代については転出傾向（0～14歳、35～45歳：H30～R2 平均△147人/年）が顕著である。令和4年度の市民意識調査では、20代から40代のうち約6割以上が「市外に転出するかもしれない」と回答し、特に20代から40代では約2/3の割合で「将来は市外に転出するつもりだ」と答えた。また、転出したい理由に「一時的な居住地として選択した」という回答が86.7%に達している。

近い将来、人口減少局面に入ることが見込まれる中、短期的な居住地として選ばれていることを活かし、定住してもらえるように、まちの魅力を高め、住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりが必要である。

①北名古屋市の魅力で『新しい人の流れ・にぎわい』を生み出す前述の短期的な居住地を求めて転入する住民は安定した人口とならないため、人口の獲得・定着には、「北名古屋市だから住みたい」というような、北名古屋市らしさを活かした、まちの魅力を高めるまちづくりが必要となる。

令和4年度の市民意識調査では、北名古屋市を「目立った特徴のない都市」と44%の人が回答しており、魅力の発見・発信は大きな課題となっている。そこで、本来あるはずの本市の地域資源である歴史や文化、大学や各種団体・企業との連携による様々な催しなど、本市が有する魅力を効果的に発信することで、市民が地域への愛着を高められるようにするとともに、市外からも訪れたいまちづくりを進めることにより、新しい「人の交流」を促進し、定住地として選ばれる、にぎわいに満ちた「まち」づくりを進める。

②北名古屋市の安心な暮らしを守り住み続けられる『まち』をつくる人口の定着・獲得には、魅力だけでなく安心な暮らしも欠かせない。本市は、名古屋駅からの交通利便性の良さや、高速道路のインターチェンジが近い、スーパーや商店が多く日常の買い物が便利など、地理的優位性から、若い世代を中心に短期的な居住地として選ばれている。

一方で、令和4年度に実施した市民意識調査において、「子どもを育てる環境に恵まれている（14.9%）」、「地震や水害に対する不安が少ない（12.7%）」、「事件や事故に対する不安が少ない（10.4%）」、「人情味が厚く、ふれあいや連帯感がある（6.4%）」となっており、残念ながら安心な暮らしが送れているとは言い難い。本市の特性である快適な住環境をさらに充実するため、水害や地震などの自然災害に強い都市基盤の整備や環境改善のための下水道の整備、犯罪や交通事故の対策などを進めるほか、地域の人をつなぐ仕組みづくり、各種連携強化など、市民の誰もが快適な生活環境の中で、心も体も健康でいきいきと安心

して暮らし続けることができる「まち」づくりを進める必要がある。

これらの将来像を実現するためには、行政だけの取組ではなく、NPO や市民団体、民間企業、教育機関、そして市民自身が様々な活動に参加する「共創」の取り組みが必要である。そこで、指定管理者として、当事者間の意見調整や利害調整のスキルを有した、中立的な中間支援団体を置くことで、多様なプレイヤーを有機的につなぎ、地域間の連携・連帯を強化する仕組みを築き、多様な市民がそれぞれの得意分野を生かしながら交流することで、新たなまちの魅力や地域の潜在価値を引き出し、地域への誇りを醸成し、共に地域課題を解決する好循環を目指す。

【数値目標】

K P I ①	地域の人口・世帯数						単位	人
	施設の利用者数						単位	人
K P I ②	拠点で実施するメンバーシップ登録制度の登録企業・団体数						単位	件
K P I ③	行政以外の主体によるまちづくり等事業数						単位	件
	事業開始前 (現時点)	2024年度 増加分 (1年目)	2025年度 増加分 (2年目)	2026年度 増加分 (3年目)	2027年度 増加分 (4年目)	2028年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	86,129.00	-30.00	-30.00	-30.00	-30.00	-30.00	-150.00	
K P I ②	0.00	4,700.00	9,300.00	4,000.00	5,000.00	5,000.00	28,000.00	
K P I ③	35.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	25.00	
K P I ④	0.00	45.00	55.00	50.00	30.00	20.00	200.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備タイプ（内閣府）：【A3016】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

産官学民の多様な主体の参画による「共創のまちづくり」拠点整備事業

③ 事業の内容

産官学民が連携し、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げるための「共創」の拠点として、令和3年9月末に廃止された西図書館跡地（市文化勤労会館3階）に、多機能型市民活動センター（仮称）を整備する。

同センターを通じて、新たなまちの魅力や地域の価値の向上につながる事業の創出を図り、これらの取組みが有効かつ最大の効果が上がるよう、拠点には主として以下の3つのスペースを設ける。

なお、これらのスペースごとの具体的な機能や活用方法については、令和4年度に産官学民の多様な主体から延べ200人を超える参加者でワークショップを開催し、そこでの意見を基に構想を固めた。

① コワーキングスペース：

交流からセルフワークまで多目的に使用できるスペースで、様々な人が集まり、まちの将来について主体的に話し合う場・考える場となる。

② ミーティングスペース：

オープンなコワーキングスペースと対比した、クローズ型のスペースで、連携企業との打合せなど、綿密な打合せが必要な際に集中して議論・企画することができる場となる。

③ イベントスペース：

イベント内容によってレイアウトの変更がフレキシブルに行えるスペースで、子育て支援セミナーや子ども向けワークショップ、高齢者向けのスマホ講座など多種多様なイベントが産官学民の多様な主体の連携で実施される場となる。イベントには子どもを連れて安心して参加できるよう、隣接するお座敷スペースや軽運動などの遊びができるキッズスペースを設ける。

また、すべてのスペースにWi-Fiを整備し、コワーキングスペースでのテレワークやミーティングスペースでのZoomミーティング、イベントスペースでのデジタルデバイスの活用（参加者のスマートフォンを使用する参加型イベントやオンラインとのハイブリット型セミナーなど）が実現可能な、デジタルシフトに対応した拠点施設を目指す。

〈事業概要〉

①市民協働意識の醸成

○活動実践者と一般層の接点の創出

これまで当市では、市民団体などまちのために実際に何か行動を行う活動実践者の活動領域と、普段まちづくりにあまり関心のない市民や企業など一般層の生活領域が離れており、まちづくりに対する理解や認知が十分でない状態であった。まちづくり活動が実際に展開されるフィールドは公民館等の公共施設が多いが、そうした性質の場に一般の市民が日ごろから通う習慣がないため、活動の露出が進んでいない。

新しい拠点では、コワーキングスペースやカフェスペース、キッズスペースについて一般層にとっても利用価値の高い空間として開放することで、両者が同じ場で異なる活動を行い、お互いが見える環境を整える。

これにより、活動実践者と一般層が気軽に交流でき、まちづくり活動の具体的な内容やその意義がより理解されやすくなることで、まちづくりに触れる機会が増加し、市民協働意識の向上につながるものと考えている。

○まちづくりの参画を進める啓発イベントの実施

これまで当市では、まちづくりに興味を持つ一般層を正確に把握できておらず、啓発イベントを開催しても一過性のものとなる可能性があった。そのため、何かを始めてみたい人へのアプローチは窓口での相談対応にとどまっていた。

新しい拠点では、まちづくり活動実践者以外の一般層の利用も見込まれ、認知の拡大や相互交流による協働意識の醸成に努めていく。そうした取り組みを通じて市民協働意識が芽生えた層をターゲットとし、啓発イベントを開催する。イベントの内容は、協働の理念を伝えるだけでなく、まちづくり活動の始め方やまちづくりへの参画の仕方など、これまでまちづくりに関心のないところから参加につなげる、0 から 1 にするための実践的な内容を提供する予定である。

拠点がまちづくり活動実践者の発掘・育成・発展支援までを総合的に行う拠点であることと相まって、一過性の啓発イベントに留まらず、参加者のまちづくり活動への参画を確実に促進していく。

②市民協働のための連携強化

○メンバーシップ制度の創出

これまで当市では、市民活動団体登録制度により市民団体の一覧化は行ってきたが、市民団体のみしか対象とされておらず、企業や教育機関等を含めた幅広い主体の一元管理には繋がらず、結果として連携や交流があまり進まなかった。さらに市役所を中心とした体制では、活動実践者の活動の場と支援の場が離れており、普段からの密な連携や状況把握が進まず、連携先の紹介等も効率的に行えていない状況であった。

新しい拠点では、市民団体に限らない産官学民の幅広い主体を集積するメンバーシップ制度を創出し、北名古屋市で活動する全てのまちづくり主体をカテゴリーごとに一覧化する。その結果、連携先の検索が容易かつ網羅的に行うことができ、相互連携も効果的に推進できると考えている。

拠点を中心に制度運用することで、活動実践者の活動の場と支援の場が一致し、拠点を運営する中間支援組織がそれぞれの状況やニーズを的確に把握できる。その結果、質の高い連携先の紹介や相談が可能となり、個別に活動していた主体同士を有機的に結びつけることができる。

○マッチング交流会の実施

創出したメンバーシップ制度が登録・一元管理の機能に留まらず、確実な連携促進に繋がるよう拠点スペースを活用したマッチング交流会を年2回程度開催する。内容についても集まって話すだけの単なる交流会とならないよう、相互連携に軸を置いたトークテーマ（活動に際して困っていること、各主体で協力できること等）を設定し、具体的な連携のアクションを実行できるような交流会を企画する。具体化された連携事業は、その後拠点を通じてバックアップ・伴走支援を行い、確実に実現に繋がるようサポートしていく。交流会を実施することで、市民団体、企業、教育機関、行政等の異なる主体同士のマッチングが進められ、より効率的な事業展開が可能になるものと考えている。

③市民協働の担い手の育成、支援

○活動実践者への育成セミナーの開催

これまで当市は、市民団体が実施する事業が自立・自走できるよう最大3回まで受けられる市民協働事業補助金を通じて支援を行ってきた。しかしながら、自主財源の獲得や事業の効率的運営に関するノウハウが乏しく、自立・自走に繋がらない状況であった。（H25～R4の市民協働事業補助金の実績：採択事業数64事業、うち現在も継続している事業数21事業（継続率33%））

新たな拠点では、まちづくりに長けた中間支援組織が自身のネットワークを駆使しながら、多様な主体が共に学び、共に創り出す場を提供するセミナー・ワークショップを開催する。また、その内容については、各年度ごとに設定されたテーマ（R6・7「土台構築と状況整理」、R8「新たな武器の獲得と活動への反映」、R9「他の主体との共創と連携でさらなるステップアップ」）に基づき、段階ごとに確実なステップアップにつながる内容とする。これにより、活動実践者が自らのスキル向上や事業の効率的な運営方法について学び、成長の機会を得ることができるようになり、補助金に頼らずとも自立・自走できる事業を増加させ、北名古屋市内で展開されるまちづくり活動の質と量の増加を目指す。

○まちづくりに関する活動相談の実施

これまで当市では、主に外部の専門有識者への相談業務委託と窓口での相談対応で市民活動団体の日ごろの悩みに対応してきた。しかしながら、外部の専門有識者への相談は、初対面の相手に対し相談を行うため本音で話しづらく、また、1枠1時間という限られた時間の中で、悩みの背景などを正確に伝えることが難しく利用が進まない実情がある。窓口での相談についても、活動者の活動の場と窓口は離れており、気軽に相談しやすい制度ではない点が課題であった。

新しい拠点では、常駐するまちづくり活動の知見を有した中間支援団体が相談対応に当たる。活動者の活動の場と支援の場が一致した拠点となることで、日ごろからのコミュニケーションが生まれ、活動者の課題背景について十分に理解したうえで効果的な相談対応が行えるものと考えている。また、拠点には多様な主体が集うため、相談内容に応じてマッチングを行うなど、横の連携で知識や技能を共有し合う風土を生み出していく。

④市民協働環境の整備

これまで当市では、活動実践者の活動の場として、市役所内にある多目的に使える会議室（市民活動スペース）を提供することで市民協働環境の整備を進めてきた。しかしながら、クローズ型の会議室は一団体の活動や作業の場としかならず、そこから新たな交流や活動を生み出すまでの効果は上げられずいた。また、会議室や作業室としてもそこでなければならぬ明確な理由もないため利用も進まない状況であった。（26回/R4（4団体））

新しい拠点では、相互交流ができるオープン型のコワーキングスペースと、繋がった主体との連携や発現したアイデアをより深められるクローズ型のミーティングルームを整備する。また運営者となるまちづくりの知見を有した中間支援団体の相談体制やマッチング支援、セミナーやワークショップが開催できるイベントスペース、キッズスペースやカフェスペースなど活動に必要な空間や機能をワンストップに集約することで、拠点に行けば課題が解決する、事業が前に進む環境を整える。

⑤市民協働に関する情報の共有

○情報の発信

これまで当市では、市の公式HPを活用した情報発信を行ってきたが、階層が深く、探している情報にたどり着くのが難しいという課題や、プッシュ型でないため、検索をしないと情報にアクセスできないといった課題があった。またそうした課題から広報媒体としての価値が低く、情報が集積されない状態でもあった。

新しい拠点ではユーザビリティの高い専用のポータルサイトを整備し、まちづくり活動に関する情報の一元管理・発信を行う。また拠点に整備する施設内掲示も有効活用し、利用者に対して、活動実践者の活動紹介を行ったり、セミナー等催し事の案内を行う。さらに幅広い市民に情報を届けられるよう各種SNSを運用し、プッシュ型で情報が展開できるような体制を整える。

その結果、活動実践者にとっては自身の活動の認知やイベントの集客、補助金案内や拠点が実施するセミナー等の情報収集が円滑に進むようになり、一般市民にとっては、有益なまちづくりイベントへの参加機会といったまちづくりに触れる機会の創出につながるものとする。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

施設の自立性と持続性を高めるためには、収入構造の多様化が不可欠である。当施設では、以下の収入源を重点的に考えている。

1. 施設使用料:

施設の貸し出しによる収益化を計画している。まちづくり活動実践者や企業などを対象に、イベントやワークショップの開催に利用してもらい、施設の利用による収入を確保する。

2. セミナー・ワークショップ参加費

魅力的なセミナーやワークショップの開催により、参加費を収入とする。まちづくりや社会貢献に関心を持つ方々を対象に、価値あるプログラムを提供し、参加者の獲得に努める。

3. 社会貢献意欲の高い企業等からの寄付

社会貢献に意欲のある企業や個人からの寄付を収入源とする。まちづくり活動や地域社会への貢献に共感を持つ企業や個人からの支援を得ることを目指す。拠点運営経費や個別事業に対して企業版ふるさと納税を活用した寄付の受け入れを想定している。

企業版ふるさと納税については、今年度は工事費として既に4社600万円をご寄附頂いた。また、個人からも500万円をご寄附頂いた。今年度拠点整備に寄附いただいた企業に対して、運営費等のランニングコストへの継続寄付を依頼し、施設の自立性を高めていく。

これらの収入源を組み合わせることで、持続的な運営とまちづくり活動の推進を目指す。さらに効果的な広報とマーケティングを行うことで、施設や事業の認知拡大を図り、収入の向上につなげることで、施設の自立性を一層高めていくことを目指す。

⑤ **事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））**

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ **評価の方法、時期及び体制**

【検証時期】

毎年度6月

【検証方法】

本事業の効果検証及びKPIを確実に達成するための事業見直しの方法については以下の3層構造で実施していく。

1. 指定管理者によるセルフマネジメント：

指定管理者は月次報告やプロジェクトごとの進捗管理を徹底して行う。事業の進行状況や成果の評価に対して自己評価を含めた客観的な情報を提供し、透明性と信頼性のある運営を心掛ける。

2. 行政とのチームマネジメント：

委託主である市と指定管理者によるチームマネジメントを行う。月次のミーティングを通じて、KPIの進捗管理やプロジェクト進捗について協議する。行政との密なコミュニケーションにより、事業の目標達成に向けた戦略的な調整を行い、連携して課題解決に取り組んでいく。

【外部組織の参画者】

大学教授、まちづくり活動に関する専門知識を有するもの、市民委員、商工会、市民団体代表等

【検証結果の公表の方法】

評価委員会での評価結果を中心に結果報告書を作成し、市HPや拠点ポータルサイトで公表する予定。

⑦ **交付対象事業に要する経費**

・法第5条第4項第1号イに関する事業【A3016】

総事業費 150,800 千円

⑧ **事業実施期間**

地域再生計画の認定の日から 2029年3月31日まで

⑨ **その他必要な事項**

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 共創のまちづくり相談事業

ア 事業概要

拠点では、地域の団体や個人が直面する課題や悩みごとに対して、専門的な知見を有した中間支援団体が個別の相談に応じる。

相談内容は以下のようなものを想定している。

1 活動の理念や方向性についての相談：

団体の活動理念や目標を再確認したい場合や、将来の活動方針を検討する際に、相談を受け付ける。

地域の特性やニーズに合わせた的確なアドバイスを提供し、活動の方向性を固めるサポートを行う。

2 イベント企画に関する相談：

魅力的なイベントを企画する際に、アイデアや実施計画について相談を受け付ける。参加者の興味を引きつけ、地域に広く浸透するようなイベントのアドバイスをを行い、成功に導くお手伝いをする。

3 連携パートナーの紹介：

特定分野において、趣旨が合致し一緒に活動できる他の主体を求める場合に、連携パートナーの紹介を行う。

地域の多様な主体との協力関係を築きながら、共創のまちづくりを進めるサポートをする。

拠点は共創のまちづくりを目指す主体や情報が集積される強みを存分に活かし、連携先の紹介や情報の提供を行うことで、地域の課題解決を支援する。相談事業では、地域の悩みや課題に対して綿密な対話を通じて理解し、具体的なサポート策を提供する。地域の主体が持つ潜在力を最大限に引き出し、共創のまちづくりを推進していくことを目指す。

イ 事業実施主体

愛知県北名古屋市（指定管理者）

ウ 事業実施期間

2024年10月1日から2029年3月31日まで

(2) 共創のまちづくりワークショップ・セミナー事業

ア 事業概要

拠点では年間を通じて、共創のまちづくり活動に役立つワークショップやセミナーを開催する。開催されるものの例は以下の通り。

1 まちづくり活動の方向性や目標を考えるワークショップ：

参加者の意見を尊重し、共創的なアプローチで地域の将来像を描き出し、実現に向けた具体的なアクションプランを共に考える場を提供する。

2 魅力的な事業計画や集客力アップの手法を学ぶセミナー：

地域の主体がより効果的な活動を行うための知識やスキルの向上をサポートするセミナーを開催する。

3 マッチング交流会：

共創パートナーを見つけるためのマッチング交流会を定期的で開催する。

地域の様々な主体が交流し、協力・連携関係の構築を促進し、共にまちづくりに取り組む新たな可能性を創出する。

ワークショップやセミナーは、地域の活動に役立つ情報やノウハウを提供する場として活用される。地域の多様な主体が参加し、相互の交流と学びを通じて共創のまちづくりを一層発展させることを目指す。

イ 事業実施主体

愛知県北名古屋市（指定管理者）

ウ 事業実施期間

2024年10月1日から2029年3月31日まで

(3) 共創のまちづくり補助事業

ア 事業概要

本補助金は、まちの魅力向上に寄与する事業を実施する共創のまちづくり主体を積極的に支援するものである。創意工夫に富んだ提案を補助金採択事業として選定し、金銭的な支援を行い、事業計画の策定から実施まで伴走支援を提供する。さらに、事業実施後も持続的な支援を行い、事業の自立自走を促進する。

選定については、まちの魅力向上に寄与する効果的な取り組みを審査し、創造的な提案や独自性を重視する。審査では、地域の特性に合った施策やイノベーションがどれだけ盛り込まれているか、参加者や地域住民のニーズに適応しているかなどを評価し、優れた事業を補助金採択事業として選定する。補助を通じて、まちの魅力向上に実質的な寄与が期待される事業の支援に尽力する。

イ 事業実施主体

愛知県北名古屋市（指定管理者）

ウ 事業実施期間

2024年10月1日から2029年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2029年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に

7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。